

第12回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分から午後1時59分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	関尾 一史		
委員	2番	渡部 延三	3番	高橋 凌
	4番	竹田 安宏	5番	菊地 匡
	6番	井上 善博	7番	笹島 敏彦
	8番	渡邊 達郎	9番	猿渡万里子
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博

4. 欠席委員(2人) 1番 片桐 幸示 10番 角丸 章

5. 議事日程

報告第1号 農業者年金に関する申請について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号 買入協議の要請について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第12回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号1番の片桐幸示会長職務代理と10番の角丸章委員が体調不良のため、欠席となっております。

また、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第6条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号9番の猿渡万里子委員と、11番の小野寺一晃委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では、報告第1号をご説明いたします。議案の1ページをお開きください。

案件は1件です。農業者年金死亡関係届の申請がありました。5月14日に[]が亡くなられことに伴い、奥様である、[]より届出がありました。こちらは既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

事務局

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

では報告第2号をご説明いたします。議案の2ページをお開きください。案件は2件ございます。

まず1件目は、貸主が[]、借主は[]、土地の表示は東豊沼102番、公募・現況ともに田、面積24,357㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積48,470㎡です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による使用貸借を設定していたもので、その期間は、令和6年2月26日から令和6年12月31日、合意成立日は、令和6年6月13日、土地の引き渡しの時期は本日です。この案件は、後ほど、議案第1号「買入協議の要請」においてお諮りする予定ですが、[]の売買を予定している農地の分筆が終わり、農地保有合理化事業に着手するために合意解約をするものになります。

次に3ページをお開きください。2件目ですが、この案件も1件目と同様の理由で合意解約するものです。貸主が[]、借主は[]、土地の表示は東豊沼287番1の内、公募・現況ともに田、面積50,017.27㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積69,683.27㎡です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による使用貸借を設定していたもので、その期間は、令和6年2月26日から令和6年12月31日、合意成立日は、令和6年6月13日、土地の引き渡しの時期は本日です。以上になります。

議長
全員

只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

議長
全員
議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

農地所有適格法人は、いくつかの要件を満たせば農地を所有することができる法人になります。今回は、5件の法人から報告書が提出されましたので別紙の要件確認書をご覧ください、要件を満たしているか確認したいと思います。

1件目は、「XXXXXXXXXX」です。別紙1をご覧ください。上から順に見ていきたいと思います。経営面積は田2.85ha、畑が0.31ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、うるち米や緑肥えんばく、ハスカップ、ブルーベリーの生産と損害保険代理店事業になります。売上高は、損害保険代理店事業の売上がないため、全て農業によるものですので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。さらに、構成員数は3人のうち2人が農業常時従事者、裏面の業務執行役員数も3人のうち2人が農作業に常時従事していますので、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

2件目は、「XXXXXXXXXX」です。別紙2をご覧ください。上から順に、経営面積は採草放牧地が89.6ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、生乳を生産するとともに、関連事業として、ご存じのとおり乳製品加工販売や飲食事業を行っています。売上高ですが、農業の売上高には関連事業も含めることになっており、岩瀬牧場の場合は記載のとおり全額が農業による売上げとなっていることから、要件を満たしております。さらに、構成員数は2人で、常時従事者となっており、裏面の業務執行役員数も、4人の役員全員が農作業に常時従事していますので、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」も農地所有適格法人の要件を全て満たしております。

3件目は「XXXXXXXXXX」です。別紙3をご覧ください。上から順に、経営面積は田が53.2ha、畑が1.8ha、法人形態は株式会社、事業の種類は水稻で、関連事業として、米販売を行っています。売上高は関連事業含めて、全額が農業による売上となっており、売上高の過半要件を満たしております。さらに、構成員数は1人で、その1人が農業の常時従事者となっており、裏面の業務執行役員数も、3人の役員全員が農作業に常時従事していますので、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」も要件を全て満たしております。

4件目は「XXXXXXXXXX」です。別紙4をご覧ください。上から順に、経営面積は田が18.8haで畑0.2ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、水稻とそばを生産しており、売上高は全て農業によるものですので要件を満たしております。さらに、構成員は1人で農業常時従事者となっており、裏面の業務執行役員数も、1人で、農作業に常時従事していますので両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」も要件を全て満たしております。

5件目は「XXXXXXXXXX」です。上から順に、経営面積は田が4.98haで、法人形態は合同会社、事業の種類は、そばを生産しており、関連事業として、そばと水稻の農作業受託、農産物の販売を行っています。売上

高は関連事業を含めて全て農業によるものですので要件を満たしております。さらに、構成員は2人で農業常時従事者となっており、裏面の業務執行役員数も、2人で、農作業に常時従事していますので両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」も要件を全て満たしております。以上になります。

議長 只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、渡部委員。

渡部委員 「[REDACTED]」とか「[REDACTED]」となるとこんなきれいな報告になるのか。

事務局

確認した時には、過去からずっと数字があるということで、まず大前提としては、提出していただくということがあって、提出していただいた後で整理をして、この端数はなかなかないとは思いますが、ここで確認したいのは、売り上げが、その会社の売上げの半分以上が、農業のものであるということが最低限確認できればいいというところで、確認できればいいのですが、おっしゃるとおり、この数字はあり得ないので、こういう申告が上がってきた時には、こういう数字だと疑いかねないので、この申告度の数字でいいんだよということを農業委員会からもお伝えしていきたいと思っております。

議長 よろしいですか。

渡部委員

何かこれに近い数字があるのかな、これでいいのかなと思って。

事務局

はい。

議長

農業委員会のほう取り敢えずこれになったということでご理解いただければと思います。

その他、何かご質問ございませんか。

全員

なし。

議長

それでは、他に質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは、本件を承認いたします。

事務局

続いて、議案第1号「買入協議の要請について」事務局より提案願います。

では、議案第1号をご説明いたします。議案の5ページをお開きください。

この案件は、農地保有合理化事業に着手するためにお諮りするものになります。農地保有合理化事業については、このなかにも活用されている方もおられるかと思いますが、北海道農業公社が、規模縮小農家の農地を買い入れて、担い手農家に一定期間、農地を貸し付けた後に売り渡しをする事業になります。活用するメリットとしては、売り手は土地代金を早くに入手できることや税控除などのメリットなどがあり、買い手についても、農地代金の支払い時期を先延ばしできるなどのメリットが挙げられます。

今回は、申出人である、[REDACTED]の[REDACTED]の農地を北海道農業公社に売渡しまして、その農地を[REDACTED]と[REDACTED]が借りる予定であります。では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

その最初の手続きとして、まずは[REDACTED]の申し出に対し、農業委員会が北海道農業公社による買い入れが必要であると認め、その後、農業委員会の要請に基づいて砂川市が公社と買入協議を行うかたちになりますので、議案には、記載のような提案文章となっています。対象となる農地ですが、東豊沼102番、地目は公簿・現況とも田、面積24,357㎡、以下、記載のとおり計7筆、面積118,006㎡、図面は第1号図のとおりです。

今後の予定ですが、本日この議案が決定され、市と公社とで買入協議が成立

した後、来月7月の定例総会において、[]と公社との売買に関する農用地利用集積計画が組まれます。その後、8月の定例総会では、今度は公社から受け手である[]と[]に、5年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

具体的な金額を申しますと1,100万円位で公社に売買します。その売買が決定しますと、来月には[]に1,100円が公社から振り込まれます。

8月の定例総会において、公社と[]、公社と[]で賃貸借契約を5年間結びます。この賃貸借の金額は1,100万円の1%金額で賃貸借を結びます。これはルールとしてあります。年間1%の賃貸料というのがルールです。ということで賃貸借を結びます。5年間経ったら1,100万円で[]に売り渡すようなかたちになります。その5年間分の賃料は差引しません。[]が売った金額そのままを[]が公社に支払うかたちになります。

というのが保有合理化事業の流れです。

以上が議案第1号の内容となります。ご審議のほど宜しく願います。

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。先程の売買価格の単価はどのくらいですか。

[]の場合ですか。

さっき言っていた1,100万というのは。

この7筆、先程例に出したのは[]の件なのですが、この農地は[]と[]とで分けているので、正確に少し違いますと申しますか、[]の1,100万円の例で申しますと、287-1、289-2、290-2でして、この部分の合計が69,683㎡となるのですが、今回は水張で計算して申しまして、[]のほうは反当り245,000円で計算して申しまして、1,100万円。[]のほうは反当り230,000円で計算して申しまして。

地目は田ですか。

田です。

その他、何か質問等ございませんか。

なし。

それでは、質問・意見がないようですので、本件にご異議ございませんか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、買入協議するよう市に要請することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

議長
渡部委員
事務局
渡部委員
事務局

渡部委員
事務局
議長
全員
議長
全員
議長

全員
議長

事務局

1. 議会関連報告（事務局長）

2. 令和6年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動
（事務局）

- ・日 時 令和6年5月28日（火）・29日（水）
- ・場 所 文京シビックホールほか（東京都）
- ・出席者 関尾会長

3. 一般社団法人北海道農業会議第 97 回総会（事務局）
 - ・日 時 令和 6 年 6 月 26 日（水）
 - ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
 - ・出席者 関尾会長

4. 令和 6 年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局）
 - ・日 時 令和 6 年 7 月 5 日（金）
 - ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
 - ・出席者 野田事務局長

5. 令和 6 年度第 1 回砂川市農地銀行理事会（事務局）
 - ・ 7 月 25 日（木）、定例総会終了後に開催します。

6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、6 月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）

7. 協議会報告（協議会長）
 - ・監査、令和 5 年度第 2 回役員会
役員の日程を調整し、次回の定例総会までに開催します。
 - ・令和 6 年度第 1 回総会
7 月 25 日（木）、農地銀行理事会終了後に開催します。

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。
次回の総会は令和 6 年 7 月 25 日、木曜日の午後 1 時半からです。よろしく
お願いします。
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。
<議長挨拶>
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員